5月12日は民生委員・児童委員の日

地域の皆さんを支えています！

　民生委員は、国から委嘱され、住民の立場に立って相談や支援を行う地域のボランティア。子供を見守る児童委員も兼ねています。

どんな活動をしているの？

　地域における高齢者の生活支援、相談、福祉サービスの情報提供など。「災害時一人も見逃さない運動」など、いざという時のための名簿作りなども行っています

相談における秘密は必ず守ります。気軽にご相談ください。

★民生委員・児童委員に相談をしたい場合や「自分も活動したい」など、活動に関心がある場合は、各市町村の福祉担当課にお問い合わせください

問 県社会福祉課

TEL 048・830・3221